

牧之原市新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策



田沼意次侯PRキャラクター
「意次くん」

市内中小企業者の事業継続を支援するため、販路拡大・販売促進に関する取組（宣伝・広告）について補助します。

【補助額】 1事業者 10万円以内
(補助対象経費の2/3以内)

持続的販路拡大支援事業補助金

【要件】

- ◎牧之原市内に店舗、事業所があり、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業、サービス業は20人）以下の事業者
- ◎売上高が 20% 以上減少している（前年同月比。または申込み前月と前々月との比較による）

【補助対象経費】

- ◎チラシ・ダイレクトメール等の広告物作成費、新聞折込み等に係る経費、インターネットを利用した販路拡大・販売促進に係る宣伝経費など（対象事業の実施期間：令和2年4月16日から令和3年3月31日まで）

【補助額】

- ◎補助対象経費の3分の2以内で、10万円を限度とします

※ 制度の概要につきましては、裏面をご覧ください。

問合せ先：牧之原市商工振興課（0548-53-2647）

「牧之原市持続的販路拡大支援事業補助制度」の概要

区 分	内 容
補 助 対 象 者	<p>○市内に店舗、工場又は事業所を有し、原則として6箇月以上継続して同一業種を営んでいて、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては20人）以下の事業者。</p> <p>○申請日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く）を完納していること。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降のいずれか1箇月の売上高が<u>前年の同月の売上高と比較して20パーセント以上減少</u>していること。 又は、申込み月の<u>前月の売上高が前々月の売上高と比較して20パーセント以上減少</u>していること。</p>
補 助 対 象 経 費	<p>補助の対象は、事業の持続的発展を目的とした販路拡大・販売促進の取組に必要な宣伝・広告等に関する事業（令和2年4月16日から令和3年3月31日までに実施した事業に限る。）に係る経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 広告物作成費 チラシ、ダイレクトメール、割引クーポン券等の広告物の作成費用（チラシやダイレクトメール等の郵送費は除く。）</p> <p>(2) 新聞折込み等に係る経費 ア 広告物を新聞折込みするための費用 イ 新聞広告掲載に係る費用</p> <p>(3) インターネットを利用した販路拡大・販売促進に係る経費 ア ホームページの開設や機能拡充等に係る費用 イ インターネットを利用した広告等に係る費用</p> <p>(4) その他市長が認めた経費</p>
補 助 額	<p>(1) 補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）とし、10万円を限度とする。</p> <p>(2) 事業者への補助金の交付は、1回を限度とする。</p>
手 続 き の 流 れ	<p>(1) 必要書類を添えて申請書を市へ提出 → (2) 市から補助金交付決定通知書を事業者へ送付 → (3) 事業を実施し、必要書類を添えて実績報告書を市へ提出 → (4) 市から補助金交付確定通知書を事業者へ送付 → (5) 請求書を市へ提出 → (6) 補助金の支払い</p> <p>※申請内容を変更する場合は、変更承認申請書の提出をお願いします。</p>
そ の 他	<p>2事業者以上の共同での事業実施も可能です。（その場合は、当該事業を「1事業者」の事業とみなします）</p>

※申請に必要な書類など、詳しくは牧之原市ホームページをご覧ください。

問合せ先：牧之原市商工振興課（0548-53-2647）